

平成26年2月28日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の受給権を得たが、65歳に達したことにより同年金の受給権を失権し、平成〇年〇月〇日以後は、同法第42条の規定による老齢厚生年金(以下、特老厚年金と併せて「老齢厚生年金」という。)を受給している。請求人の老齢厚生年金には、加給年金額が加算されていなかったため、請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、定額部分支給開始当時、A(以下「A」という。)と婚姻関係にあったとして、Aを加給年金額の対象者とした、老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届(以下「本件該当届」という。)を提出した。
- 2 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、「定額部分の支給を受けることができることとなった当時、加給年金額対象者の生計を維持しているとは認められないため、当該者(注：Aを指す。)は加給年金額対象者とされませんので通知します。」として、Aを加給年金額対象者とししない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査

会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金の額は、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上である場合、受給権者がその権利を取得した当時(昭和16年4月2日以後に生まれた男子にあっては定額部分の支給を受けることができることとなった当時。以下「定額部分加算時」という。)、その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者で、かつ、当該配偶者が将来にわたって850万円以上の年収(又は65万5000円以上の年間所得)を有すると認められる者以外の者(以下、収入にかかわる要件を「収入要件」という。)がいるときに、厚年法第43条に定める額に配偶者に係る加給年金(以下「加給年金額」という。)が加算される。(厚年法第44条第1項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則第30条第1項により読み替えられた厚年法附則第16条及び厚年法施行令第3条の5)。
- 2 本件の場合、請求人は、請求人の老齢厚生年金について、加給年金額が加算されないことを不服としているのであるから、本件の問題点は、上記法令の規定に照らし、請求人の上記主張を理由があるものとして採用できるか否かである。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によると、上記第2記載のほかに、次の各事実が認められる。
 - (1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に初めて厚生年金保険の被保険者(以下、単に「被保険者」という。)資格を取得してから、平成〇年〇月〇日(請求人は60歳)付で同資格を喪失するまでの間、401月の被保険者期間を有し、請求人に係る特老厚年金の定額部分加算時は、平成〇年〇月〇日(64歳到達時)である。
 - (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、国籍を中国とするA(〇年〇月〇日生)と中国の方式による婚姻をし、同年〇月〇日付で、その証書を〇〇市長に提

出した。

- (3) 請求人に係る住民票によれば、請求人は、平成○年○月○日（同月○日届出）に、中国から○○○○○○○○○○市○○○○○-○○○○○○○○-○○○号（以下「○○○の居宅」という。）に転入し、世帯主として住民登録をした。
- (4) 請求人に係る戸籍の附票によれば、請求人は、平成○年○月○日を住定日として、○○○の居宅に転居した後、同○年○月○日を住定日として、中華人民共和国（以下「中国」という。）に転居し、その後同○年○月○日を住定日として、○○○の居宅に転居した。
- (5) Aに係る登録原票（平成○年○月○日付交付）記載事項証明書（平成○年○月○日付）によれば、上陸許可年月日は○（平成○）年○月○日、在留の資格は「日本人の配偶者等」、在留期間は○（平成○）年○月○日から○（平成○）年○月○日まで、居住地は○○○の居宅であり、世帯主の氏名は請求人、世帯主との続柄は妻である。
- (6) Aの平成○年分の所得は、給与収入額として○○○万○○○○円である。
- (7) 請求人の日本国旅券（以下「旅券」という。）によれば、平成○年に○回の中国への出入国の記録が見られるが、それ以降の出入国についての記録はない。請求人の旅券の有効期間終了日は、「○ ○○○ ○」（注：平成○年○月○日）である。
- (8) 請求人が作成した平成○年○月○日付生計同一関係に関する申立書によれば、同居についての申立として、「平成○年○月○日に中国への転出届を出しましたが実際には中国には行かず○○○に行きました。その為○年○月○日に市役所において変更届出しました。ので平成○年○月○日から平成○年○月○日まで○○○市にいました。」と記載され、請求人からAへの経済的援助は「あり」「毎日の生活費を負担し

ていました。」と記載されている。

- (9) 平成○年○月○日付で、請求人が作成し、滞在先の証明としてB（○○市○○-○-○○）及び第三者の証明としてC（Cの誤記と認められる）（○○市○○-○-○○）の氏名・押印のある、「『別世帯の理由』『同居』の申立書」と題する書面の一部を摘記すると、以下のとおりである。

○年○月中頃に結婚後一度も中国にいった行ってないので、義父や、義母に会ってないので挨拶をかねて妻の実家（中国）へ旅行に行くことにした。中国は広く、又、色々な、行事が多く、特に2月の旧正月はかかせないということで半年から1年ぐらい行くことにした。出発の前日にa所の○○課に行って旅行で半年から一年ぐらい、中国に行くと言ったら転出届を出してほしいというので出した。翌日手続をしようと思ってパスポートを見たら○年○月に切れる為、帰国時に何か問題がおきると思い断念したが、なんとか旅行をしたくて、いろいろな人に相談したら妻の親類の知人の紹介で○○に行くことにした。○○は、初めてでこれから○○は寒くなるのでいい。出発してから、実際には中国へ行かず○○に行ったのだが、今は日本（○○）なのでそのまま過ごした。新婚旅行に行てなかったの、よい旅にする為に、観光、買物、ゴルフ、水泳、グルメなど色々して夫婦で楽しんだ。毎日々が、楽しく過ごし、このまま帰りたくなかったが、○年の○月に妻の（入管での更新）が有る為○年○月○日に帰った。○月○日に○○課に行って帰ってきたと言うと転入の手続をしてくれとのことでした。○月の中旬に年金の加給金の手続をした。その時に○年○月○日の（誕生日が○月○日）住所が住民票によると中国になっているのでだめだと言われた。後日○○課にいった実際には中国には行かず○○に行った。ことや、パスポートを見せて、出国（○年○月）していない、し又、中国で転入の手続もしていない、とって住所の変

更をもとめたが絶対にだめと云われ、受けつけてくれない。その後4～5回も交渉したがだ目だった。何か対策はないのかと言ったら、戸籍謄本のふひょうという書類で対おうできるというので、手出した。(以下省略する。)

(10) 請求人は、審査官に対し、〇〇旅行時のものとして、請求人とAと一緒に写った写真を3枚提出した。

(11) 請求人は、再審査請求時、当審査会に対し、B及びCが作成したとする、以下の内容が記載された書面を提出した。

私は以前〇〇市〇〇〇丁目〇ー〇に住んでいた日本人名(B)です。この度D様の依頼で以下を証明します。AD夫妻 D Aは以下の日付で〇〇市〇〇〇丁目〇ー〇に滞在していました 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで 以上 相違ありません

B㊤

Bさんの述べるとおり相違ありません

第三者 日本人名 C㊤

日本語はうまく書けないので翻訳ソフトで翻訳しました。夫に作成してもらいました。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 老齢厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。)を定めているが、それによると、所定の生計同一要件及び収入要件を満たす場合に生計維持関係にあるものと認定される。

認定対象者が配偶者又は子である場合の生計同一関係の認定要件は、①

住民票上同一世帯に属しているとき、②

住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき、③

住所が住民票上異なっているが、次アまたはイのいずれかに該当すると

きのいずれかに該当することとされている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 本件の場合、Aが請求人の配偶者であること、及び認定基準の収入要件を満たしていることについて、当事者の間に争いはないのであるから、本件の問題点は、請求人に係る定額部分加算時(平成〇年〇月〇日)において、請求人とAとの間に、生計同一関係が認められるか否かである。

(3) 請求人は、Aと平成〇年〇月〇日に婚姻し、Aは、在留許可に係る期間を平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの期間とし、世帯主を請求人とする〇〇の居宅において、世帯主の妻として登録原票に登録されていることは明らかであるところ、請求人の戸籍の附票によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日を住定日として、中国に住所を移し、その後、〇〇の居宅に住所を移したのは、同〇年〇月〇日である。これらの資料からは、請求人に係る定額部分加算時において、請求人は中国に居住し、請求人の配偶者であるAは〇〇の居宅に居住していることになるが、それに対し、請求人は、平成〇年〇月ごろ、Aの実家である中国に、半年から1年くらい旅行するつもりで、a所で転出届を出したが、その後、請求人の旅券が平成〇年〇月に失効するため、中国に行ったのでは帰国の際

に、問題が起こっては困ると思い、Aの親類の紹介で、行き先を〇〇に変更した、〇〇では、観光、買物、ゴルフ、水泳、グルメ等、夫婦で楽しみ、平成〇年〇月にAの入管での更新があるため、同年〇月〇日に〇〇の居宅に帰った旨主張し、〇〇で写したとされる夫婦の写真3枚及び〇〇市で滞在したとされるBの証言の書面を提出しているところ、請求人の旅券によれば、それが平成〇年〇月〇日に失効することは明らかであり、請求人の主張に不自然なところはなく、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの間、請求人がAと離れて、ひとり中国に居住していたとは考えにくく、当該期間、請求人とAは、起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしており、生計同一であったと見るのが相当である。

- (4) 以上によれば、請求人は、定額部分加算時において、Aと生計同一であり、生計維持関係にあったと認めることができるから、これと異なる趣旨の原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。